

沼津市戸田地域活性化センター条例の一部改正について

沼津市戸田地域活性化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市戸田地域活性化センター条例の一部を改正する条例

沼津市戸田地域活性化センター条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2 有料施設の部大人（中学生以上）の項中「500円」を「700円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同部小人（小学生）の項中「250円」を「350円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の沼津市戸田地域活性化センター条例別表第2の規定により発行した回数券で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存するものは、施行日から令和9年9月30日までの間に限り、この条例による改正後の沼津市戸田地域活性化センター条例別表第2の規定により発行した回数券とみなす。

「提案理由」

安定した施設運営を図るため、利用料金を改めるものである。